宮城県吹奏楽コンクール　実施規定

第１章　　総　　則

（大会名称）

第１条　この大会は，「第○○回宮城県吹奏楽コンクール」と称する。

（実　　施）

第２条　宮城県吹奏楽コンクール（以下，県大会）は，各地区大会で推薦された吹奏楽団体が参加して毎年実施する。

（各地区吹奏楽連盟）

第３条　選出母体たる地区吹奏楽連盟（以下，地区連盟）は，次の通りとする。

（１）仙台青葉・泉地区連盟　（２）仙台宮城野・若林・太白地区連盟
（３）名取・仙南地区連盟　（４）多賀城・石巻地区連盟
（５）大崎・栗原地区連盟　（６）登米・本吉地区連盟

（会場・日時）

第４条　実施会場・日時などの必要事項は，宮城県吹奏楽連盟役員会（以下，役員会）で決める。

２　役員会は，毎年３月末日迄に，翌年度の開催要項を決める。

第２章　　実施部門および参加人員

（実施部門）

第５条　実施部門は次の通りとし，加盟団体は所属する１つの部門に参加できる。

（１）小学生の部　（２）小学生小編成の部
（３）中学生の部　（４）中学生小編成の部
（５）高等学校の部　（６）高等学校小編成の部
（７）大学の部　（８）職場・一般の部

（参加人員）

第６条　各部門の参加人員は次の通りとする。

（１）小学生の部・・・・・・・・・・・・６５名以内
（２）小学生小編成の部・・・・・・・・・３０名以内
（３）中学生の部・・・・・・・・・・・・５０名以内
（４）中学生小編成の部・・・・・・・・・２５名以内
（５）高等学校の部・・・・・・・・・・・５５名以内
（６）高等学校小編成の部・・・・・・・・３０名以内
（７）大学の部・・・・・・・・・・・・・５５名以内
（８）職場・一般の部・・・・・・・・・・６５名以内

地区予選の申込人員を超えることはできない。指揮者は，この人員に含まれない。

第３章　　資　　格

（参加資格）

第７条　参加資格は各地区連盟に加盟している団体で次の通りとする。

（１）小学生の部・小学生小編成の部
団体構成メンバーは，同一小学校に在籍，または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。
また，学校長の許可のもと編成する，複数の学校・団体による合同バンドの参加も認める。

（２）中学生の部・中学生小編成の部
団体構成メンバーは，同一中学校に在籍，または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。
（同一経営の学園内小学校児童，小中一貫校の小学生の参加は認める。）
また，学校長の許可のもと編成する，複数の学校・団体による合同バ

ンドの参加も認める。
ただし，小編成の部への参加は前年度中学２年生以下の部員が２０名以内の団体，もしくは宮城県吹奏楽連盟に認められた団体とする。
なお，第３条に定める地区吹連内の複数の中学校に在籍している生徒の合同を認めるが，参加できる部門は中学生小編成の部とする。さらに，合同を組んだ際の総部員数は第６条（４）の人員を超えてはいけない。

（３）高等学校の部・高等学校小編成の部
団体構成メンバーは，同一高等学校および中等教育学校に在籍している生徒とする。
（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒，中高一貫校の中学生の参加は認める。）
ただし，小編成の部への参加は前年度高校２年生以下の部員が２５名以内の団体，もしくは宮城県吹奏楽連盟に認められた団体とする。
なお，第３条に定める地区吹連内の複数の高等学校に在籍している生徒の合同，あるいは，第３条に定める地区吹連内の中学生団体と高等学校に在籍している生徒の合同を認めるが，参加できる部門は高等学校小編成の部とする。さらに，合同を組んだ際の総部員数は第６条（６）の人員を超えてはいけない。

（４）大学の部
団体構成メンバーは，同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む），同一の高等専門学校に在籍している学生とする。ただし，管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

（５）職場・一般の部
団体構成メンバーは，当該団体の団員とする。ただし第３項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

２　加盟団体が，同一部門に重複して参加することは認めない。

３　同一奏者が，その年度内に二つ以上の団体に重複して参加することを認めない。

４　課題曲・自由曲は同一の奏者が演奏しなければならない。ただし，楽器の持ち替えは認める。

（指揮者）

第８条　指揮者の資格については制限しないが，加盟団体の長が認めた者とする。課題曲・自由曲とも同一人が指揮することとする。

２　同一指揮者が，同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮をすることを認めない。

（入賞取消）

第９条　参加団体の資格に疑義がある時は，出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第４章　　課題曲・自由曲および演奏時間

（編　成）

第１０条　編成は次の通りとする。

（１）課題曲はスコアに指定された編成とする。

（２）自由曲の編成は，木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし，コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用を認める。小学生小編成の部については，低音楽器の補助としてエレキベースの使用を認める。

（３）自由曲の歌声については，スキャット・ハミングは認めるが，歌詞は認めない。

（４）小学生の部の自由曲の編成，歌声については，全日本吹奏楽連盟の

全日本小学生バンドフェスティバルステージ部門【ステージ演奏上のルール】に則ることとする。

（審　査）

第１１条　参加団体は，課題曲１曲と自由曲１曲を演奏して審査を受ける。組曲は１曲とみなす。ただし，小学生・小編成は，自由曲のみを演奏して審査を受ける。

（課題曲）

第１２条　課題曲は，全日本吹奏楽連盟で決定されたその年度のものを用いる。

（演奏曲目）

第１３条　課題曲および自由曲は，地区予選に用いたものとする。

（著作権）

第１４条　著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は，事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないでコンクールに出場することは認めない。

（演奏時間）

第１５条　演奏時間は，課題曲と自由曲を含めて 12 分以内とする。ただし，小学生と小編成の部は，自由曲のみ 7 分以内とする。

第１６条　演奏時間が超過した場合は，審査の対象としない。

（演奏順序）

第１７条　部門順序と演奏順序は，その年の役員会において決定する。

第 5 章　　表彰および代表

（審査員）

第１８条　審査員は，役員会で選出し，会長が委嘱する。

２　審査員は７名とする。

３　審査方法は，別に定める審査内規による。

（表　彰）

第１９条　表彰は，各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

２　県代表団体にトロフィーを贈る。

３　小学生の部・中学生の部・高等学校の部で，それぞれの最も優れた演奏をした団体に海鋒義美賞を，職場・一般の部で最も優れた演奏をした団体に三塚尚可賞を贈る。

（県代表）

第２０条　参加団体の中から，その年度に東北吹奏楽連盟から指定された数の団体を東北吹奏楽コンクールに推薦する。ただし，高等学校小編成の部で合同で参加している場合は対象としない。

２　前年度全日本吹奏楽コンクール，全日本小学生バンドフェスティバルステージ部門で金賞を受賞した団体は，地区大会で演奏した上で，県大会に出場し，東北大会に県代表として推薦するものとする。

３　東北大会演奏順序は，県代表団体責任者による「完全抽選」で決定する。

第 6 章　　地　区　代　表

（地区代表）

第２１条　各地区連盟は，地区代表団体を決定し，地区大会翌日までに県吹連へ推薦・報告する。

（推薦団体数）

第２２条　各地区連盟は，各部門別に 6 月中旬までに各団体から参加登録を受け付け，部門ごとの総数を県吹連事務局まで報告する。各地区推薦団体数については 6 月末の役員会で決定する。

（参加費用）

第２３条　参加に要する費用については，参加団体の負担とする。

第７章　　そ　の　他

（共催・後援・協賛）

第２４条　県大会の実施にあたって役員会が必要と認めた場合は，共催および後援，協賛団体を持つことができる

２　共催および後援，協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

（実行委員）

第２５条　県大会実行委員は県吹連役員が中心となってあたる。

（実施要項）

第２６条　その他の開催上の細目については，常任理事会が定める。

（改　定）

第２７条　この規定は，総会の議決により改定することができる。

附　則

この規定は，平成２８年４月１６日より実施する。
この規定は，平成２９年４月１５日より改正実施する。
この規定は，平成３０年４月１４日より改正実施する。
この規定は，平成３１年４月１３日より改正実施する。
この規定は，令和２年４月１１日より改正実施する。
この規定は，令和３年４月２９日より改正実施する。
この規定は，令和５年４月１５日より改正実施する。
この規定は，令和７年４月１２日より改正実施する。

宮城県吹奏楽コンクール　　審査内規

第１条　この内規は，宮城県吹奏楽コンクール実施規定第１８条に基づき，審査方法と賞の決定，代表の決定方法について定めるものである。

（金銀銅賞の決定方法）

第２条　審査員は，課題曲と自由曲を総合して，A(金)，B(銀)，C（銅）の３段階で評価する。

２　審査員は，審査説明会で示されたＡ・Ｂ・Ｃの数を厳守し，審査を行う。

３　Ａ・Ｂ・Ｃの数については，その年度ごとの役員会で定める。

４　賞の基準は次の通りとする。
A=３点，B＝２点，C＝１点と換算し，審査員合計点の上位から３分の１ずつを目安に金賞，銀賞，銅賞とする。

（代表の決定方法）

第３条　審査員は Ａ（金）に該当すると思う団体の中から，県代表数に基づき上位順を表明する。ただし，同順位は認めない。

２　代表決定方法は次の通りとする（代表数４の場合）。
第１位＝１点，第２位＝２点，第３位=３点，第４位＝４点，第５位＝５点それ以外のＡ評価=６点，Ｂ評価＝７点，Ｃ評価＝８点と読み替え，その合計点数の少ない団体から代表とする。

３　２で決着がつかない場合は，審査員の投票で決める。

第４条　審査結果の処理は，会長から委嘱された３名によって構成する判定委員会が行う。

第５条　第２条，第３条に基づいて，会長が賞と代表を承認・決定する。

第６条　審査一覧表は，出演団体に渡す。

第７条　この内規は，総会の議決により改定することができる。

附則

この内規は，平成２８年４月１６日より実施する。

この規定は，令和３年４月２９日より改正実施する。